

FIT卒業電源への新電力のアクセスについて

第40回 制度設計専門会合事務局提出資料

令和元年7月31日(水)



背景

- 2019年11月以降、<u>FIT制度による買取期間を満了する住宅用太陽光発電設備</u> (以下「FIT卒業電源」という。) が増加していくこととなる。
- 本年から買取期間が満了する FIT卒業電源の大宗は各エリアの旧一般電気事業者(小売)が買取※1を行ってきたFIT電源であり、当該旧一以外の小売電気事業者(以下「新電力」という。)はFIT卒業電源設備に関する所有者、所在地等の情報を有していない。このため、FIT卒業電源のアクセス(買電についての営業)について、旧一般電気事業者(小売)と新電力の間に情報の非対称性が存在する。
- ※1 2017年4月のFIT法改正の施行前においては、小売事業者が買取義務を負っていた。小売全面自由化前であったこともあり、 結果として、旧一般電気事業者の小売部門が F I T電源の大宗について買取を行ってきた(一部は新電力も買取を実施 している。)。なお、2017年4月のFIT法改正の施行後における買取義務者は、旧一電の送配電部門(規制部門)となっており、将来的には F I T卒業電源に関する小売電気事業者間の情報の非対称性は解消していくものと考えられる。
- 本日は、こうした状況に関し、資源エネルギー庁における議論・整理も踏まえ、今後の取組みについて御報告させていただきたい。

これまでの検討経緯

- FIT卒業電源を取り巻く課題については、前頁に記載した情報の非対称性の点も含め、資源工ネルギー庁の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会(以下、大量NW小委)において議論が行われた。
- 議論の結果、大量NW小委の第2次中間整理(2019年1月28日)においては、「消費者の利益を図るための対象者に対する適切な情報提供の在り方や、FIT 買取期間終了を契機としたビジネスを展開する事業者間の公平な競争を促す対応」の観点から、FIT卒業電源の活用メニューを提供する事業者のポータルサイトの設置や、買取メニューの公表時期・設備オーナーへの個別通知等についての旧一般電気事業者に対する一定の制限(買取期間の終了時期や、様々な選択肢の存在など、中立的な記載とセットとすることを求める)など、一定の取組が既に示されている。

(詳細は6頁以降の参考を参照)

今般の取組

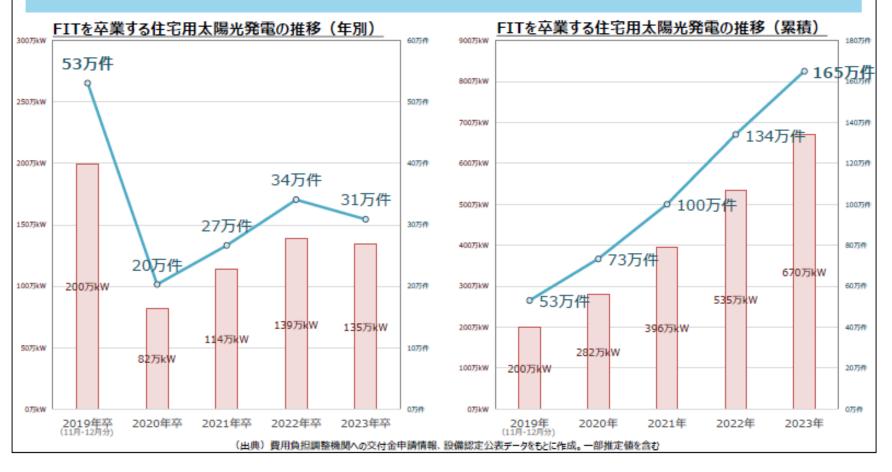
- 前述の通り一定の取組が既に示され、旧一般電気事業者による対応も行われている一方で、一部の新電力からは、FIT卒業電源へのアクセスは依然として困難であるとして、FIT卒業電源へのアクセス改善等を求める要望が当委員会に寄せられた。
- こうした要望も受け、当委員会として、関係事業者との意見交換を実施した。こうした中で、新電力から、旧一般電気事業者(小売)がFIT卒業電源の所有者に買取期間満了等を個別に通知する際などに、新電力の買取メニューに関する情報を併せて周知する取組みについて提案があり、旧一電との調整が進んでいる(資料7参照。)。
- こうした取組は、**FIT卒業電源へのアクセスに関する事業者間の非対称性の改善や需要家の選 択機会の拡大に資するものと考えられる**ため、今回報告させていただく。
 - ※なお、取り組みに必要な実務上の運用方法については、今後、事業者間の調整により決定されていくこととなる。

(参考) FIT卒業電源件数の今後の推移

2018年9月12日大量NW 小委【資料3】より抜粋

(参考) 住宅用太陽光のFIT買取期間終了をめぐる状況

- 2009年に余剰電力買取制度で導入された10kW未満の住宅用太陽光発電について、2019年 11月からFIT買取期間が順次終了。2019年の11月・12月だけで約53万件が対象。
- 累積では、2023年までに約165万件・670万kWに達し、これらが自家消費又は余剰電力の自由売電に移行していくこととなる。



(参考) 大量 N W 小委の中間取りまとめ(抜粋)

2019年1月28日大量NW 小委の中間整理(第2次) より抜粋

- 4. 住宅用太陽光発電設備のFIT 買取期間終了に向けた対応 (中略)
 - (2) 2019年11月のFIT買取期間終了に向けた対応とスケジュール

(中略) 住宅用太陽光発電設備の設置者は、発電・売電を行う供給者ではあるが、同時に、保有する情報量や交渉力に劣る消費者でもあるため、買取期間の終了を迎える対象者がその事実を認知し、その後の太陽光発電設備の使い方を積極的に選択するようになるための工夫が必要である。また、事業者側の動きとしては、買取期間終了後も買取りを行うことを表明する事業者、既に具体的な買取メニューを発表して営業活動を展開する事業者、蓄電池等の営業販売を行う事業者も出て来ているが、小売全面自由化時とは異なり、誰がターゲットであるか(どの世帯が、いつ買取期間終了を迎えるか)が第三者からは特定できないため、現在買取りを行っている事業者とそれ以外の事業者との間の競争上の公平性に関する懸念も上がっている。

こうした観点から、消費者の利益を図るための対象者に対する適切な情報提供の在り方や、FIT 買取期間終了を契機としたビジネスを展開する事業者間の公平な競争を促す対応とスケジュールの在り方について、以下のとおり対応方針を整理した。

(中略)

(参考)大量NW小委における検討経緯 ~国による対応

2018年9月12日大量NW 小委【資料3】より抜粋

論点1.政府による広報等

- 資源エネルギー庁としての広報は、2018年10月を目途に本格稼働する予定。具体的には、買取期間が終了し始める1年前を目途に新聞広告を行うのを皮切りに、資源エネルギー庁Webサイト内に、制度に関する情報提供や、FIT卒業電源の活用メニューを提供する事業者のポータルとなる専用サイトを設置。さらに、Web広告、各種イベント等を多面的に実施していく予定。その際、周知すべき事項や、効果的な周知の方法など、どのような点に留意が必要か。
- また、この制度移行期に生じ得る消費者トラブルに対しては、消費者庁や電力・ガス取引監視等 委員会とも連携して対応していくことが必要ではないか。

新聞広告イメージ

全国紙+ブロック紙・地方紙に対して 新聞広告を実施予定



専用サイトのコンテンツ(案)

制度の 説明

- 10年間経過した電源から順次買取期間が 終了する旨を始め、正確な情報を提供。
- 自家消費の仕組みや、売電先変更の仕組みをわかりやすく解説。

事業者 情報 FIT卒業電源の買取事業者や蓄電池等の 販売事業者など、サイトへの掲載希望者を一 元的に掲載。

注意喚起

 「FIT卒業後は無償買取りになるから、当社 の○○がお得」といったような誤った情報による営業に騙されないよう、注意喚起。

経済産業省資源エネルギー庁HP「なっとく! 再生可能エネルギー」サイト内に専用サイトを設置予定 (10月以降) http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/solar-2019after/index.html (予定)

エネ庁サイト「どうするソーラー」



(参考)大量NW小委における検討経緯 〜買取りメニューの公表時期

論点3. 旧一般電気事業者(小売)による買取メニュー等の発表時期11

- FIT買取期間の終了を迎える住宅用太陽光発電設備の余剰電力は、現在、その大宗を旧一般 電気事業者の小売部門が買い取っている</u>状況。
- こうした中、対象者が選択肢の具体的な検討をできるようにする観点からは、旧一般電気事業者 (小売)がなるべく早期にFIT買取期間終了後の買取メニュー等を提示することが重要。また、 一部の小売電気事業者からは、営業戦略の観点から、旧一般電気事業者(小売)による早期 の買取メニュー等の提示を望む声も寄せられている。
- このため、旧一般電気事業者(小売)には、<u>年内に買取メニュー等の発表時期(いつ具体的なメニューを発表するか)を公表して予見性を確保した上で、十分な検討期間を設ける観点から、2019年4月から遅くとも6月末(FIT買取期間が終了し始める4ヶ月前)までには具体的な</u>買取メニュー等を発表し、契約締結はそれ以降に行っていただくこととしてはどうか。
- ◆ なお、2019年4月より前に具体的な買取メニュー等を提示する場合も、公平な競争の観点から、 旧一般電気事業者(小売)による契約の締結(予約を含む)の解禁は2019年4月以降 することが望ましいのではないか。



2018年9月12日大量NW 小委【資料3】より抜粋

(参考)大量NW小委における検討経緯 ~設備オーナーへの個別通知

論点4. 現在の買取者による個別通知

12

- 全てのFIT卒業対象者に確実に認知してもらうため、買取期間が終了する旨の個別通知を行うことを現在の買取者に要請してはどうか。通知時期については、検討を先延ばしし過ぎることなく、かつ十分な検討期間を確保する観点から、各対象者の買取期間終了の6ヶ月前~4ヶ月前(システムの制約により技術的に困難な場合は、3ヶ月前)の間に行うことが適当ではないか。
- また、現在の買取者として旧一般電気事業者(小売)が大宗の対象者の個人情報を保有しているという実態に鑑みれば、新たにFIT卒業電源の買取り等を希望する事業者との間の情報格差の観点から、個別通知においては競争上の特別な配慮が必要ではないか。具体的には、旧一般電気事業者(小売)が個別通知で自社の買取メニュー等を提示する場合は、①買取期間終了時期、②様々な選択肢が存在することなど、中立的な記載と必ずセットにすることを求めることとしてはどうか。

<u>旧一般電気事業者(小売)が顧客に個別通知を行う際の留意事項(案)</u>

<u>③とは区分</u>し、<u>中立的</u> <u>な記載</u>とする

- ① 対象者のFIT買取期間の終了時期を明示すること。
- ② FIT買取期間終了後は、余剰電力の活用について様々な選択肢が存在することを明示すること。 その際、資源エネルギー庁が開設するFIT買取期間終了後の対応に関する広報WebサイトのURL を併記すること。
 - EVや蓄電池を併用すれば自家消費できる=「売電せず使ってもよい」
 - これまでの契約先とは異なる電力会社への売電も可能=「売電先は選べる」
 - ※ 一時的に買い手が不在となり余剰電力が系統に流れてしまう場合は、一般送配電事業者が無償で引き受けることとなる。

①②とは区分して記載 しつつ、紙面上は必ず ②とセットとする

- ③ 自社による<u>継続買取メニューやFIT卒業電源の活用プラン</u>を提示する場合には、<u>必ず②とセットで</u> <u>記載</u>すること。
 - → 自社メニューの宣伝のみを目的とした個別通知は行わない
 - →「当社に継続的に売電しなければ、無償で引き取られてしまう」と誤認させるような記載をしない

2018年9月12日大量NW 小委【資料3】より抜粋

(参考) 大量 NW小委における検討経緯 ~営業・契約についての一定の制限

| 論点 5. 旧一般電気事業者(小売)による営業・契約

13

- 住宅用太陽光発電設備の余剰電力の買取りにおける現在の旧一般電気事業者(小売)の競 争力を踏まえれば、その**営業活動や契約において、一定の制約を設けることが適当**ではないか。
- 特に、FIT買取期間終了当初は「とりあえずこれまでと同じ買取先で」と考えてしまう消費者が一定 数存在する可能性があることに加え、現在の買取者以外はFIT買取期間が終了する世帯を正確 に捕捉できないことを踏まえれば、旧一般電気事業者(小売)については、少なくとも当該消費 者にとってFIT買取期間終了後1回目の買取り等の契約において、違約金など契約の解除を制 限する条項は設けないことが望ましいのではないか。

旧一般電気事業者(小売)の営業活動・契約条項で制限すべき事項(案)

した営業活動の例

競争上の地位を利用 ・ 「必ず他社よりも高く買い取る」など、旧一般電気事業者(小売)の競争上の地 付を利用して自己のサービスに誘導しようとすること

契約の解除の 著しい制限の例

- FIT卒業電源の買取等契約の解除を著しく制約する内容の契約条項(例)
- 契約の解除を一切許容しない期間の設定
- ② 契約の解除に関して、不当に高額な違約金等の設定
- ※ 少なくとも、当該消費者にとってFIT買取期間終了後最初の契約については、違約金そのも のの設定をしない(旧一般電気事業者(小売)の負担による相当程度の設備投資(蓄 電池等の機器設置)が必要なメニューの場合を除く)
- ③ 契約期間終了時に自動的に更新するという契約において、更新を不要と考えた 場合に、容易に更新を拒否することができないような契約条項の設定

(参考) 大量NW小委における検討経緯

~FIT卒業電源登場までの施策とスケジュール

2018年1月28日大量NW 小委の中間整理(第2次) のP27図4より抜粋

